

長浜市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 滋 賀 県 長 浜 市

事 業 名 : 公 共 下 水 道 事 業 (流 域 下 水 道 関 連)

策 定 日 : 平 成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 28 年 度 ~ 平 成 37 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年4月1日 (26年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成30年4月1日予定 (一部適用)
処理区域内人口密度	32.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区 琵琶湖東北部流域下水道		
処理場数			
広域化 実施状況*1	昭和46年度策定の「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」に基づき、滋賀県では、湖南中部、東北部、湖西、高島の4処理区からなる流域下水道整備を進めてきました。長浜市では、東北部処理区として昭和47年3月の事業計画を基に、昭和58年から流域関連公共下水道事業に着手し、東北部浄化センターにおいて、平成3年4月から、下水道の供用を開始しています。		
共同化 実施状況*1	平成22年1月の合併以降、長浜市には、長浜水道企業団が経営する水道事業と長浜市が経営する水道事業が併存し、合併によるスケールメリットを活かすために、すべての水道事業を長浜水道企業団に統合する広域化を推進し、管理の一体化、経営の一本化を図ってきました。その過程において、上下水道事業の一元化に向けた取り組みを進め、料金システムの共同利用による効率化として、平成26年から長浜市下水道使用料の徴収事務の一部を長浜水道企業団に委託しています。		
最適化 実施状況*1	農業集落排水処理による施設は、長浜市には57施設あり、流域下水道の幹線整備の進捗に併せ、公共下水道に接続する計画を平成27年に策定しました。計画では、公共下水道の処理区域内の32施設を対象として、処分制限期間である供用後30年を経過した施設から順次接続することとしています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	日本下水道協会発行の「公共下水道使用料算定の基本的考え方」を基に下水道事業における固定費の基本使用料への配分を行い、現行体系では25%の基本使用料配分比としています。残りの75%を従量使用料として一般家庭における使用実態を考慮し、月100m ³ までを3ランクに分けた累進制を採用しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	事業所等の排水については、月750m ³ を超える特定事業所については、別途特定排水として従量単価を設け、それ以下の規模の事業所には、100m ³ と750m ³ の間に2ランクを加えた体系としています。 なお、官公署等の事業所については、特定排水単価の適用は行わず、公衆浴場には、300m ³ を超える部分について逓減単価を用いています。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	特にありません				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,785 円(税込)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,379 円(税込)
	平成26年度	2,785 円(税込)		平成26年度	3,282 円(税込)
	平成25年度	2,785 円(税込)		平成25年度	3,065 円(税込)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度上下水道関係職員数 都市建設部 上下水道課 25名 北部振興局 上下水道課 12名 計 37名 公共下水道事業 22名 農業集落排水事業 5名 簡易水道事業 2名 一般会計 8名
事業運営組織	平成22年1月1日：1市6町市町合併 ・合併前の状況 1市6町 総職員数 51名 ・合併時 本庁+6支所体制 47名 ・平成24年度 北部振興局設置 48名 ・平成25年度 簡易水道事業経営統合（長浜水道企業団）47名 ・平成26年度 支所業務廃止 43名 ・平成27年度 上水道事業経営統合（長浜水道企業団）38名 ・平成28年度 本庁+北部振興局体制 37名 合併前との比較（△14名） ・平成29年度 簡易水道事業経営統合（長浜水道企業団）予定

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在活用はありません
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析：別添のとおり

2. 経営の基本方針

平成27年3月、長浜市における下水道事業における課題を整理し、平成40年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を策定、併せて、平成27年度からの5ヶ年の関係市町の負担金算定等「琵琶湖流域下水道東北部経営計画（滋賀県）」の策定を踏まえて、「長浜市下水道事業中期経営計画」を策定したところです。

公共下水道事業は、平成19年をもって概ね全域の整備が完了し、彦根市、長浜市を中心とする4市4町の地域を対象とした流域下水道で処理をしています。

当初、県下の生活排水処理は、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域公共下水道事業によって対応するものと考えられておりましたが、昭和55年6月県議会において、農村下水道を都市計画区域外の地域を中心に導入するという方針転換がなされ、農業集落排水事業が推進されました。

長浜市では、これらの地域が流域下水道の恩恵を受けるには相当の年数を要することから、昭和56年度以降、農業集落排水事業による整備を進め、平成17年度には55地区の処理施設が完工し、生活環境の向上に寄与してきました。しかし、供用開始後30年を経過する施設が加速的に増加していくことから、老朽化への対応として、本来の流域下水道への接続を計画しました。

また、経営面では、平成27年度の維持管理に係る汚水処理原価を比較しますと、流域処理が175円/m³に対し、農業集落排水処理では232円/m³と格差が生じており、今後ますます乖離していくことが予想されます。こうした状況も踏まえ、平成40年度までに下水道区域内の32処理施設を接続する計画を掲げ、現在、事業の進捗を図っていきます。

長浜市の人口は、平成27年の国勢調査人口 118,193人に対し、今後10年間で107,000人程度まで減少すると予測されます。

経営の安定を図るために、農業集落排水からの接続などにより新たな使用料収入を確保し、経営改善に努めます。また、上下水道事業の一元化として、長浜水道企業団との間において、下水道使用料の徴収事務受委託により事務の省力化を継続していきます。一般会計からの繰入については、基準に基づく措置額の確保に努め、平成30年からの地方公営企業法の適用に向けて、財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

資本費においては、経営の硬直化の要因となっている企業債償還について、今後の建設事業に要する発行額は、償還額の70%に留めるなどバランスを保ち、企業債残高の抑制に努めていきます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資に関する目標として、平成27年3月策定の「長浜市下水道ビジョン」に基づき、平成40年度までに下水道区域内の32処理施設を接続し、公共下水道区域外は農業集落排水施設間の統廃合を目指し、これを実現するための建設改良費を見込みました。また、浸水対策については、都市の健全な発達のため、市街地の打越川排水区、赤川排水区の雨水渠整備を順次進めていきます。

本市の公共下水道は、琵琶湖東北部地域流域下水道へ接続しており、滋賀県が整備する流域下水道処理場等の建設費の一部を負担する必要があり、今後も処理場の更新や管渠延伸等が予定されているため、継続して負担金の発生を見込んでいます。

平成24年度に策定したマンホールポンプ長寿命化計画が平成29年度に終了することから、新たに平成32年度までの計画を策定し、引き続き老朽施設の改築更新のためストックマネジメント計画を策定し、計画的な維持管理を行い、投資の平準化を図ります。本市の下水道管渠については、最も古いものでも経過年数30年程であり本計画期間中における大規模な更新工事は発生しない見込みです。

平成30年度からの地方公営企業会計の適用に向けて、管路情報のデータ化に関する調査や資産台帳の作成等の移行準備作業に係る費用を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

最も大きな財源である使用料収入については、家庭系排水の有収水量を、長浜市の人口推移から毎年1%ずつ減少すると仮定しましたが、農業集落排水の接続が進むことから、平成40年度までは、有収水量、使用料収入とも増加の見込みとなりました。使用料の水準については、処理費である流域下水道維持管理負担金単価が平成27年度から1m³当たり6.2円の増となりましたが、減債基金を取り崩しこの負担金に充てることにより、現行水準を維持しています。平成30年度の公営企業法適用後、資産評価による減価償却費を基に、適正な料金水準の見直しを行います。

一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入を見込んでいます。

本市においては、一部に市街地はあるものの市域の多くは集落間が離れており、相対的に管渠延長が長くなっています。このように建設改良費が割高となる下水道に対して「高資本費対策に要する経費」を現在一般会計から繰り入れていますが、平成33年度以降は、供用開始後30年以内という対象要件から外れ、繰り入れがなくなるため、「分流式下水道に要する経費」の繰り入れが増加します。

企業債では、全体のうち相対的に大きな割合を占める資本費平準化債の算定方法が見直されたことから、発行額の減少を見込み、これにより不足する財源として一般会計繰入金「分流式下水道に要する経費」の増加を見込みました。

企業債償還の財源については、資本費平準化債と一般会計繰入金を充当する形となりますが、今後増加する企業債償還に対しては、資本費平準化債のみならず、事業全体で経費削減を徹底し、健全な運営を目指します。

今後は、受益者負担の原則のもと適正な使用料水準の見直しを進めるとともに、一般会計繰入金の抑制に努め、下水道事業会計の収支均衡を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

管渠管理費については、農業集落排水接続によるマンホールポンプ等の維持管理費の増額や長寿命化計画に基づく更新費を見込むほか、平成31年度までに策定するストックマネジメント計画に基づき、アセットマネジメントによる予算の平準化を考慮した中長期的な修繕計画による金額を見込んでいます。

流域維持管理負担金については、負担金単価が平成27年度から1m³当たり6.2円の増となりましたが、減債基金を取り崩し負担金に充てることにより、使用料の現行水準を維持することとしました。

使用料徴収事務については、上下水道事業の一元化を進めており、平成26年度より料金システムの共同利用による事務の効率化を図り、長浜水道企業団への使用料徴収業務を委託しており、この委託料を計上しています。

人件費や物件費については、物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

減価償却費については、今年度の下水道台帳作成業務において算定中であり、平成30年度の法適化移行後に費用計上する見込みです。

企業債償還利子については、平成27年度までの借り入れ分の利子と今後借入見込の企業債借入利子を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市の公共下水道事業については、流域関連公共下水道事業であり、終末処理場については既に広域化されている状況です。
投資の平準化に関する事項	今後、老朽化による施設の大量更新が見込まれますが、大規模で長期間を要するため、資本費平準化債を活用するほか、更新計画を定め、投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本市の公共下水道事業は、滋賀県が管理運営する流域関連公共下水道事業であり、終末処理場の維持管理業務について包括的民間委託により実施されています。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用者負担の公平性と一般会計繰入金を縮減し安定した財源を確保するため、今後適正な使用料水準の見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	今後、活用できる保有資産について検討を行います。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成26年度より下水道使用料の徴収事務を長浜水道企業団へ委託し事務の効率化に努めていますが、民間事業者の参入も視野に入れ検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、地方公務員法に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえ、給与の適正化に努めています。
動力費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
薬品費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
修繕費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
委託費に関する事項	老朽化する施設の維持管理を安定的に行っていくため、長寿命化計画に基づく更新と併せて、継続的にコスト軽減策を講じ負担を抑えていきます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルを活用し、毎年度進捗管理（モニタリング）及び見直し（ローリング）を行っていきます。
---------------------	--

(法非適用企業)

収支計画

公共下水道事業
(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度 (本年度)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	2,087,394	2,373,759	2,254,280	2,245,498	2,373,069	2,404,344	2,443,763	2,502,515	2,592,554	2,681,651	2,709,518	2,748,441
		(1) 営 業 収 益 (B)	1,447,425	1,355,853	1,347,741	1,344,819	1,361,856	1,497,099	1,511,840	1,519,752	1,540,010	1,531,939	1,552,541	1,568,142
		ア 料 金 収 入	1,396,238	1,342,712	1,336,922	1,333,294	1,348,669	1,480,475	1,489,519	1,495,608	1,514,466	1,502,495	1,518,317	1,532,579
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	51,187	13,141	10,819	11,525	13,187	16,624	22,321	24,144	25,544	29,444	34,224	35,563
		(2) 営 業 外 収 益	639,969	1,017,906	906,539	900,679	1,011,213	907,245	931,923	982,763	1,052,544	1,149,712	1,156,977	1,180,299
		ア 他 会 計 繰 入 金	637,900	814,195	905,837	899,177	1,011,125	907,160	931,842	982,685	1,052,470	1,149,641	1,156,910	1,180,235
		イ そ の 他	2,069	203,711	702	1,502	88	85	81	78	74	71	67	64
		2 総 費 用 (D)	1,270,990	1,339,887	1,358,805	1,309,650	1,298,697	1,270,029	1,249,167	1,223,415	1,205,635	1,170,833	1,149,526	1,133,204
	収 益 的 支 出	(1) 営 業 費 用	722,482	819,759	811,831	797,244	791,036	791,713	801,189	805,906	818,687	814,020	821,977	830,899
		ア 職 員 給 与 費	73,418	70,425	76,392	74,138	70,590	70,590	70,590	70,590	70,590	70,590	70,590	70,590
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	649,064	749,334	735,439	723,106	720,446	721,123	730,599	735,316	748,097	743,430	751,387	760,309
		(2) 営 業 外 費 用	548,508	520,128	546,974	512,406	507,661	478,316	447,978	417,509	386,948	356,813	327,549	302,305
		ア 支 払 利 息	548,508	520,128	546,974	512,406	507,661	478,316	447,978	417,509	386,948	356,813	327,549	302,305
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	816,404	1,033,872	895,475	935,848	1,074,372	1,134,315	1,194,596	1,279,100	1,386,919	1,510,818	1,559,992	1,615,237		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,711,695	1,470,688	1,554,405	2,184,021	1,956,726	1,857,069	1,844,740	1,743,956	1,515,028	1,269,938	1,331,764	1,153,168
		(1) 地 方 債	1,272,500	1,081,400	1,166,006	1,351,304	1,264,690	1,177,441	1,170,594	1,091,816	985,436	790,749	795,267	632,769
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	670,100	699,800	732,865	665,523	562,673	543,825	522,154	475,918	425,658	351,185	245,936	188,475
		(2) 他 会 計 補 助 金	163,275	192,720	216,519	228,258	239,993	252,697	264,701	275,195	285,147	293,304	307,212	313,164
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	259,000	127,000	104,500	533,840	387,100	363,400	350,150	317,650	185,150	181,650	225,050	203,000
		(6) 工 事 負 担 金	11,114	16,911	10,132	12,029	7,765	7,765	4,235	4,235	4,235	4,235	4,235	4,235
	(7) そ の 他	5,806	52,657	57,248	58,590	57,178	55,766	55,060	55,060	55,060				
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	2,523,877	2,247,558	2,449,880	3,119,869	3,031,098	2,991,384	3,039,336	3,023,056	2,901,947	2,780,756	2,891,756	2,768,405
		(1) 建 設 改 良 費	906,034	541,564	472,633	1,079,497	949,718	865,928	875,598	832,468	689,523	572,697	722,206	609,898
		ウ ち 職 員 給 与 費	78,186	80,230	57,532	57,800	62,119	62,119	62,119	62,119	62,119	62,119	62,119	62,119
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,617,843	1,705,994	1,977,247	2,040,372	2,081,380	2,125,456	2,163,738	2,190,588	2,212,424	2,208,059	2,169,550	2,158,507
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 812,182	△ 776,870	△ 895,475	△ 935,848	△ 1,074,372	△ 1,134,315	△ 1,194,596	△ 1,279,100	△ 1,386,919	△ 1,510,818	△ 1,559,992	△ 1,615,237		

(法非適用企業)

収支計画

公共下水道事業

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
		(決算)	(決算)	(本年度)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	4,222	257,002										
積 立 金	(K)			202,426										
前年度からの繰越金	(L)	6,733	6,100											
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)	41,200	45,900											
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	52,155	106,576										
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)	6,100	1,834											
実 質 収 支	黒 字 (R)	46,055	104,742											
(P)-(Q)	赤 字 (S)													
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		72.26	77.93	67.57	67.03	70.21	70.81	71.60	73.30	75.85	79.36	81.63	83.50
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	1,447,425	1,355,853	1,347,741	1,344,819	1,361,856	1,497,099	1,511,840	1,519,752	1,540,010	1,531,939	1,552,541	1,568,142
地方財政法による資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)	27,829,815	27,308,827	26,497,586	25,808,518	24,991,828	24,043,813	23,050,669	21,951,897	20,724,909	19,307,599	17,933,316	16,407,578	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(本年度)									
収益的収支分		686,145	825,130	857,292	1,056,178	1,124,970	1,014,037	1,034,820	1,076,107	1,106,922	1,203,065	1,223,097	1,239,938
うち基準内繰入金		686,145	825,130	857,292	1,056,178	1,124,970	1,014,037	1,034,820	1,076,107	1,106,922	1,203,065	1,223,097	1,239,938
うち基準外繰入金													
資本的収支分		163,275	192,720	216,519	228,258	239,993	252,697	264,701	275,195	285,147	293,304	307,212	313,164
うち基準内繰入金		163,275	192,720	216,519	228,258	239,993	252,697	264,701	275,195	285,147	293,304	307,212	313,164
うち基準外繰入金													
合 計		849,420	1,017,850	1,073,811	1,284,436	1,364,963	1,266,734	1,299,521	1,351,302	1,392,069	1,496,369	1,530,309	1,553,102